

警報発表及び非常変災時における休業および登下校への対処について

警報や特別警報が発表された際の休業および登下校への対処の仕方については、各務原市教育委員会からの通知に基づいて統一して対処することになっています。下記のように対処しますので、内容をご承知おきくださり、ご協力をいただきますようお願いいたします。

- 1 登校する以前に「特別警報」「暴風警報」「大雨警報」「洪水警報」「暴風雪警報」「大雪警報」が発表されている場合 ※ 下の表ではこれらまとめて「警報」と記す。

場合	対処
(1)「警報」が解除されない場合	自宅で待機する。
(2)「警報」が午前6時までに解除された場合	平常通りの始業に合わせて登校する。
(3)「警報」が午前6時から午前11時までに解除された場合	解除の1時間後に授業を開始するため（午前6時から午前7時15分までに解除された場合は、平常通り8時15分からの始業）、学校の連絡に従い登校する。
(4)「警報」が午前11時以降に解除された場合	休業とする。

※「警報」が解除されても、安全面を第一に考え、道路や橋の損壊、家や樹木の倒壊等で危険な場合は、学校に連絡をし、自宅で待機する。

※「警報」の発表が予想される場合には、各務原市教育委員会の判断により、その前日に「翌日の給食は中止」と文書やメールで連絡することがあります。翌日、「警報」が出ず登校できる場合には、弁当をご準備願う場合があります。また、給食がある場合でも、給食の開始時刻を早めたり、簡易給食（パン・牛乳等）にしたりする場合があります。

- 2 登校後に警報が発表された場合

学校で警報発表時の気象状況、道路・交通の状況などから判断し、学校での待機、引き渡しなどを行う。また、生徒を安全に帰宅させられると認める場合は、授業を中止して帰宅させる。

- 3 警報発表前

登校前、登校後に限らず「警報」発表前であっても、児童生徒の安全確保の観点から判断し、休業や授業の打ち切りを決定する場合がある。

- 4 その他非常変災時（上記の「警報」以外）

原則として授業を行う。ただし、特別に危険が伴うような場合（例えば道路や橋が壊れたり流出したりした場合など）は、学校で指示（休業・始業を遅らせるなど）する。